

## 表彰規程

(総則)

第1条 本規程は、会員を対象にした本学会の表彰に係わる全般的事項について定める。

(表彰の種類)

第2条 毎年通常総会において行う表彰は原則として次のとおりとする。

- |             |        |       |
|-------------|--------|-------|
| (1) 功績賞     | - 1名   | 賞状・賞牌 |
| (2) 業績賞     | - 5名   | 賞状・賞牌 |
| (3) 電気学術振興賞 |        |       |
| 進歩賞         | - 8件   | 賞状・賞牌 |
| 論文賞         | - 8件   | 賞状・賞牌 |
| 著作賞         | - 1件   | 賞状・賞牌 |
| (4) 優秀技術活動賞 |        |       |
| 技術報告賞       | - 8件   | 賞状・副賞 |
| 特別賞         | - 1件以内 | 賞状・副賞 |
| グループ著作賞     | - 1件以内 | 賞状・副賞 |

2. 上記以外の表彰を第8条に示す。

(受賞候補者の条件)

第3条 功績賞、業績賞および電気学術振興賞の受賞候補者は、本学会会員を主とする。

2. 優秀技術活動賞の受賞候補者は本学会の委員会等のグループとする。

3. 個々の賞についての受賞候補者の満たすべき条件は付1による。

(受賞候補者の推薦手続き)

第4条 前条の受賞候補者は、正員または事業維持員の推薦による。推薦者は、次の事項を具備した書面を会長あてに提出する。

(1) 賞の種類

(2) 功績賞、業績賞および電気学術振興賞にあつては、

- ・受賞候補者の氏名、会員種別・番号、勤務先・職名
- ・推薦者の氏名、会員種別・番号、勤務先・職名

優秀技術活動賞にあつては、

- ・受賞候補者の委員会等グループ名、代表者の氏名、会員種別・番号、勤務先・職名
- ・推薦者の氏名、会員種別・番号、勤務先・職名

(3) 受賞候補者の推薦理由

趣旨が専門の異なる人にも判るように、500字以内で簡潔に記載する。なお、電気学術振興賞にあつて2人以上の協力による場合は、協力形態を具体的に記載する。

(受賞者の選定)

第5条 前条により推薦された受賞候補者の中から、表彰委員会が「受賞者選定規程細目」に定める手順により受賞者を選定する。

事会は、この選定結果に基づき受賞者を決定する。

(表彰方法等)

第6条 受賞者については、毎年通常総会において表彰を行うとともに、功績賞、業績賞 および電気学術振興賞にあつては、受賞内容、写真を、また優秀技術活動賞にあつては、受賞内容を学会雑誌に掲載する。

(表彰に係わる費用の原資)

第7条 賞状、賞牌、賞金等の表彰に係わる費用については、本学会一般会計および創立100周年記念事業・学術振興基金の利子より支出することとし、その一部に特別会計の賞金資金(付2)の利子を当てる。

2. 表彰の際には、付2に示す寄付金名の一覧表を賞状に添える(金額の記載は除く)。
3. 賞金資金に当てる目的で新たに寄付があつた場合の寄付金等の取扱いについては、寄付者の意志・金額等に応じ、理事会の議を経て、別にこれを定めることができる。

(その他の表彰)

第8条 別に定める「100周年記念基金学術振興助成規程細目」により、創立100周年記念事業・学術振興基金を原資として、大会ならびに研究会における優秀論文に対して表彰する。

2. 各部門、支部はそれぞれ前項以外にも表彰を行うことができる。
3. 前項1.2の表彰の対象は、本学会会員に限らない。
4. 本学会以外の団体が行う表彰への会員の推薦については、別に定める「外部機関が実施する表彰・助成等への候補者推薦の手引き」による。

(付則)

1. 平成3年4月25日、理事会において承認制定。
2. 平成3年5月24日より施行。
3. 平成5年4月22日、理事会において一部改正。
4. 平成8年1月24日、理事会において一部改正。
5. 平成8年9月26日、理事会において一部改正。
6. 平成9年7月15日、理事会において一部改正。
7. 平成11年8月11日、理事会において一部改正。

## 付1. 受賞候補者の条件等

賞の種類	受賞候補者の条件等
功績賞 IEEJ Meritorious Contribution Award	電気学会の発展に指導的な役割を果たすとともに、電気学術またはこれに密接な関係がある学術に関し特に顕著な貢献をなした者、電気産業における功績が特に顕著な者
業績賞 IEEJ Outstanding Achievement Award	長年にわたり、電気学術または技術の発展に貢献した者 長年にわたり、電気学会の発展に貢献した者
電気学術振興賞 IEEJ Academic Promotion Award  進歩賞 IEEJ Technical Development Award  論文賞 IEEJ Distinguished Paper Award  著作賞 IEEJ Book of the Year Award	電気に関する学術・技術に於いて新規な概念・理論・材料・デバイス・システム・方式等を新たに提案或いはこれ等の提案を実証した者、および電気に関する製品・設備等を新たに完成又は改良し、顕著な成果をあげた者 (これら該当事項が推薦の年の11月末からさかのぼり、3年以内に行われたもの)  電気学会部門誌に発表された優秀な論文の著者 (論文は推薦の年の11月末からさかのぼり、3年以内に発表されたものとし、原則として1論文を対象とする。)  優秀な著作の著者 (著書は推薦の年の11月末からさかのぼり、3年以内に刊行されたものとし、資料・報告等は含まないものとする)

賞の種類	受賞候補者の条件等
優秀技術活動賞 IEEJ Outstanding Technical Activity Award	
技術報告賞 IEEJ Outstanding Technical Report Award	特筆すべき優秀な技術報告あるいはそれに代わる単行本を執筆・発行した専門委員会等のグループ (技術報告等の発行が、推薦の年の11月末からさかのぼり、3年以内に行われたもの)
特別賞 IEEJ Outstanding Contribution Award	他の模範となる、特に優れたユニークな企画による事業を推進した特別委員会、技術委員会、大会やシンポジウム等の実行委員会等 (該当する事業が、推薦の年の11月末からさかのぼり3年以内に完了したもの)
グループ著作賞 IEEJ Book of the Year Award for a Group	電気工学に関連する特に優れたハンドブック、教科書および技術書等を企画・出版したグループ (推薦の年の11月末からさかのぼり3年以内に刊行されたもの。ただし、電気学術振興賞著作賞に該当するものを除く)

- 注1. 進歩賞は、原則として1件あたり3名以内とする。ただし、4つ以上の異なる機関に属する者の協力による業績に対しては1機関あたり1名、最大5名まで認める。
2. 過去における受賞者は、同一種類の賞につき受賞年度を含め5年以内に再受賞することはできない。この当該者が電気学術振興賞の共同受賞候補に含まれている場合は、この当該者は受賞対象から除外される。
3. 著作賞は単独ないし少人数の共著者による私的な著作物に限るものとする。

## 付 2 . 賞金資金

この賞金資金を構成している寄付金等は下表のとおりである。

寄 付 金 の 名 称	元 金	受入年
池田虎一郎殿寄付金	5,668 円	明治42年
ご下賜金	200	大正 2
大井才太郎殿寄付金	2,500	大正 3
広部徳三郎殿寄付金	1,625	大正 7
浅野応輔殿寄付金	22,848	大正 9
橋本千之助殿寄付金	31,469	大正10
鳥瀉右一殿寄付金	2,000	大正14
岸敬二郎殿寄付金	10,000	昭和 3
岩垂邦彦殿寄付金	520,000	昭和 4
大同電力株式会社寄付金	30,000	昭和15
株式会社日立製作所寄付金	212,165	昭和15
関西共同火力発電株式会社寄付金	10,010	昭和16
富士電力株式会社寄付金	10,000	昭和17
京浜電力株式会社寄付金	30,000	昭和17
日本発送電株式会社寄付金	5,000,000	昭和26
東北配電株式会社寄付金	1,000,000	昭和28
九州配電株式会社寄付金	1,000,000	昭和29
清水荘一郎殿寄付金	30,000	昭和32
大槻 喬殿寄付金	200,000	昭和44
福田節雄殿寄付金	2,000,000	昭和47
山田太三郎殿寄付金	5,000,000	昭和48
北川一栄殿寄付金	1,000,000	昭和49
巽 良知殿寄付金	1,000,000	昭和50
吉田確太殿寄付金	2,000,000	昭和51
野口孝重殿寄付金	300,000	昭和55
小山敏雄殿寄付金	200,000	昭和56
大山松次郎殿寄付金	1,000,000	昭和57
山田太三郎殿寄付金	5,000,000	平成 4
関根泰次殿寄付金	1,500,000	平成 5
山越幸成殿寄付金	100,000	平成 7
高岸栄次郎殿寄付金	1,000,000	平成 8
利子、積立金等繰入資金化	2,381,515	
五十嵐伊勢美殿寄付金	50,000	平成 9
家田正之殿寄付金	500,000	平成11
計	31,150,000 円	